

南部環境保全センター地元説明会 議事録

No.1

工 事 名	【生環一工H30-2】横手市環境保全センター解体工事		
打合せ日時	平成 31 年 3 月 14 日 (木)	18時00分 ~ 19時10分	
出 席 者	市民生活部 生活環境課 佐藤 信 課長	打合せ 場所等	十文字文化センター 2階和室
	小野 智 課長代理		
	高田 寛之 主査		
	(株)日本環境工学設計事務所 片桐 徳秋 主幹		
	鴻池組・伊藤建設工業・横手建設JV 末吉 成人		
	花田 一成		
	渡部 保則		
	高橋 康裕		
	十文字腕越地区他の住民の皆さん 11名		
区 分	打 合 せ 事 項	区 分	回 答 内 容
1	開会 (司会：高田主査)		
2	挨拶 (佐藤課長)		
3	出席者紹介 (横手市役所、日環工、JV)		
4	工事概要説明 (JV花田よりパワーポイントにて説明)		
5	質疑応答		
6	その他		
7	閉会 (司会：高田主査)		
	○質疑応答		
a	建物の解体工事が本格化する場合、搬出入	a	
地区住民	する工事車両は一日何台位ですか。	JV	積載物の内容にもよりますが、1日最大で 30~40台程度と考えております。
b	開口部等に目張りをして除染作業を行うと	b	
地区住民	の事ですが、今まで数十年も稼働していた施設がそれほど汚染された建物だったのかと不安になります。	JV	建物自体が汚染されている訳ではありません。ゴミを焼却する段階でダイオキシンが発生しますが、煙突からはフィルターを通した清浄な気体しか排出されません。焼却炉から煙突に至るまでの過程でダイオキシンが付着していますが、その除去中に外部に飛散しない様に目張りを行います。また、除染作業は管理区域と呼ばれる範囲で行われますが、こちらには負圧除塵機という大型の換気扇の様な機械を設置し、ダイオキシンの漏洩を防ぎます。管理区域を完全密閉した状態でないと負圧除塵機の効果が表れないという観点からも隙間や開口部に目張りを行う意味合いがあります。

区 分	打 合 せ 事 項	区 分	回 答 内 容
c	目張りをせずに建物を解体した方が、短期	c	
地区住民	間で工事が終わると思いますか、どうでしょう	JV	施工者としてもその様にしたいのは山々で
	か。		すが、厚生労働省の焼却施設の解体をする場
			合の手順が法律で決まっています。そのため
			目張りや除染の措置は必要となります。
e	コンクリート解体材はフレコン積みとバラ	e	
地区住民	積みのどちらですか。ダイオキシンが付着し	JV	コンクリートも洗浄・除染した物を破碎し
	た物をバラ積みしたのでは意味が無いと思		ます。通常のコンクリートガラになるのでバ
	います。		ラ積みとなります。
f	焼却炉から煙突に繋がる煙道も除染します	f	
地区住民	か。また煙突内部の耐火レンガも除染対象で	JV	焼却炉や煙道に付随する設備については、
	すか。		全て管理区域内となり除染を行います。
			煙突の耐火レンガについても除染後に外部
			分析機関に依頼し、除染の基準値を満たして
			いるか確認を行います。
g	土壌や大気の周辺環境調査は敷地境界線上	g	
地区住民	の4箇所で行うとの事ですが、計測する箇所	JV	除染する管理区域は完全に密閉した状態で
	を増やした方が良いのではないですか。		作業を行い、更に負圧除塵機を設置するので
			汚染物質が外部に漏洩する事はありません。
			万が一の場合に備え周辺環境調査を行います
			が、風向きにより異なるため境界線上の4地
			点にて行います。
h	説明のあったダイオキシンの除去に関する	h	
地区住民	工法は、南部だけ特別に行う物ですか。	JV	他の2施設（東部、西部）も同様に作業し
			ます。焼却炉の解体工事は全て該当します。
i	施設の周囲は水田となっています。工事中	i	
地区住民	に発生する粉塵等が稲穂に掛からない様に定	横手市	外部で行う周辺環境調査は、施工前・施工
	期的な調査等は考えていますか。		中・施工後の3回行いますが、施工前に調査
			した数値を基準とします。この数値と比較し
			た上で施工中と施工後の数値が同じである事
			が望ましいです。仮に数値が増大した場合は
			工事を中断し、原因究明と対策を行います。
j	建物内を全て洗浄した後に解体するのです	j	
地区住民	か。	横手市	洗浄・除染はダイオキシンに関わる管理区
			域のみとなります。洗浄に関わらない部分に
			ついては作業スペースを確保する為、事前に
			解体を行う箇所もあります。

